

# 障害児通所支援事業者の指定に関する留意事項

[平成24年4月施行分]

(令和元年12月一部改正)

# 〈目 次〉

I 総則	3 ページ
II 障害児通所支援事業個別事項	
1. (福祉型)児童発達支援 (児童発達支援センター以外)	10 ページ
1-2. (福祉型)児童発達支援 (児童発達支援センター)	12 ページ
2. 医療型児童発達支援	15 ページ
3. 放課後等デイサービス	16 ページ
4. 居宅訪問型児童発達支援	18 ページ
5. 保育所等訪問支援	19 ページ
6. 多機能型事業所の特例	20 ページ
III 指定基準等について	21 ページ
別紙. 児童発達支援管理責任者	22 ページ

# I 総則

## 一. 基準の考え方

- 障がいのある児童が身近な地域において年齢や障がい特性に応じた専門的な支援が受けられるよう、児童福祉法が改正され平成24年4月1日から施行されました。

(改正概要)

- ① 旧障害者自立支援法上の児童デイサービスを新児童福祉法上の障害児通所支援事業として位置づけ
  - ② 障がい種別で分かれていた障害児施設を、障害児通所支援（児童発達支援等）と障害児入所支援（障害児入所施設）に再編・一元化
  - ③ 障害児通所支援の実施主体を市町村に一元化することにより、障害者自立支援法（現障害者総合支援法）上の居宅系サービスと障害児通所支援との一体的な提供が可能に
  - ④ 放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援を創設することにより、学童の放課後支援の充実を図るとともに、障害があっても保育所を利用できるよう支援
  - ⑤ 利用者のニーズに応じたサービスが身近な地域で提供できるよう、複数の事業を組み合わせて実施する多機能型を設定。
- 平成25年4月から、障害児通所支援等の指定基準を定めた県の条例が施行されており、県が指定する障害児通所支援及び障害児入所施設については、県条例に基づいて指定・指導を行っています。条例の内容は、厚生労働省令に準じたものとなっていますが、愛媛県の独自基準として、非常災害対策を拡充しています。

【非常災害対策の概要】

- (1) 障害児入所施設、児童発達支援センター（児童福祉施設）

予想される災害の種別（例：地震、風水害）に応じた個別防災計画（当該災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画）を作成し、施設の見やすい場所への掲示を義務付ける。

- (2) 児童発達支援(センターを除く)、放課後等デイサービスの事業を行う事業所  
非常災害が発生した場合における防災計画(非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画)を作成し、事業所の見やすい場所への掲示を義務付ける。

- (1) 及び (2) の施設及び事業所

非常災害が発生した場合に備え、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄の確保については努力義務とする。

- 平成30年4月から、新たなサービスとして居宅訪問型児童発達支援の基準が追加されました。さらに、介護保険と障がい福祉の居宅・日中活動系サービスの相互の指定が受けやすくなる共生型サービスの基準が追加されました。

## 1. 人員基準

- 個別支援計画の作成及び提供したサービス内容の評価を適切に行うため、直接サービス提供を行わない児童発達支援管理責任者を配置する。
- 人員基準は、主にサービス提供に直接必要となる職員に限定し、事業ごとに設定する。
- 管理者は、事業所ごとに配置する。

## 2. 設備基準

- 事務室など、直接サービス提供にかかわらない設備等については、必置規制を課さない。
- 居室の床面積など、面積や規模を定める規制については、サービスの質を維持するために必要最小限のものとする。

## 3. 運営基準

### ① 個別支援計画の作成、評価等を通じた個別支援

- 児童発達支援管理責任者等を配置し、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を通じ、サービスの内容と実施の手順に係る責任を明確化する。
- 少なくとも6か月に1回は、個別支援計画に係るモニタリングを行う。

### ② 法の理念に沿ったサービスの提供

- 障がい種別にかかわらずサービスを提供するという児童福祉法及び障害者総合支援法の理念を踏まえつつ、サービスの専門性の確保の観点から必要がある場合には、事業者は「主たる対象者」を定めることができる。
- その際、運営規程に定めるとともに、重要事項として事業所内に掲示等を行わなければならない。

### ③ 定員の取扱い

- 安定的かつ継続的な事業運営の確保し、専門性の高いサービスを提供するため、サービスごとに利用定員の下限を定める。
- 事業所の定員については、原則、定員内の利用者の受入れを遵守する必要がある。ただし、社会資源の状況その他やむを得ない場合は、1日の利用人数又は過去3か月間の平均実利用人員が、定員を超えて一定の範囲内であれば、利用者を受け入れることを可能とする。  
(ただし、実利用者に応じた人員配置が必要であることに留意)

### ④ 虐待防止に対する責務

- 虐待の防止や、虐待を受けているおそれがある場合の措置等、事業者の責務を明確化する。

### ⑤ 重度の障がい者に対する配慮

- 重度の障がいという理由でサービス提供を拒否することを禁止する。

### ⑥ 複数の事業を組み合わせる実施する場合等の取扱い

- 複数の事業を組み合わせて一体的に運営する多機能型の事業運営を位置づけ、その取扱いを規定する。
- サービスを提供する場所が複数に分散している場合であって、本体施設と一体的に運営されていると認められるときは、一つの事業所として取り扱う。

## 二. 用語の定義等について

### 1 事業者指定の単位について

障害児通所支援事業者及び障害児入所施設（以下、「事業者」という。）の指定は、原則としてサービス提供の拠点（以下、「事業所」という。）ごとに行うものとするが、例外的に、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等であって、次の要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として「事業所」に含めて指定することができる取扱いとする。

また、多機能型においても同様であること。

- ① 利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
- ② 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との間で相互支援が行える体制（例えば、当該出張所等の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。
- ③ 苦情解決や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
- ④ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用者から受領する費用の額等を定める同一の運営規程が定められること。
- ⑤ 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。

### 2 用語の定義

指定基準により、一定の用語についてその定義を明らかにしているところであるが、以下は、同条に定義が置かれている用語について、その意味をより明確なものとするとともに、基準中に用いられている用語であって、定義規定が置かれていないものの意味を明らかにするものである。

### (1) 「常勤換算方法」

当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であること。

### (2) 「勤務延べ時間数」

勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間(待機の時間を含む。)として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

### (3) 「常勤」

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいうものである。同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、1の事業者によって行われる事業所と他の事業所が併設されている場合、事業所の管理者と他の事業所等の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

### (4) 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」「専従」

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間(サービス単位を設定する場合は、サービスの単位ごとの提供時間)をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

### 三. 指定申請書類等の提出と必要人員等の算定について

#### 1. 指定申請書類等について

##### (1) 指定申請

児童福祉法第21条の5の15第1項（障害児通所支援事業者の指定）の規定による申請並びに法第21条の5の16の指定の更新の申請は、様式第15号による指定申請書により行う。

現に、他法の指定を受けて事業を行っている施設において、共生型サービスの対象となる児童発達支援または放課後等デイサービスの指定を受ける場合に、共生型の特例によらない（本来の指定基準を満たして事業を行う）場合は、様式第15号の2を提出する。

##### (2) 特定障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス）の指定の変更

法第21条の5の20第1項の規定による変更申請は、様式第15号の3により行う。

##### ※指定障害児入所支援の指定の変更

法第24条の13第1項の規定による変更申請は、様式第15号の4により行う。

##### (3) 変更届

法第21条の5の20第3項及び第4項の規定による変更の届出は様式第16号により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては様式第16号の2の廃止・休止・再開届出書により、それぞれ行う。

##### ※指定辞退

法第24条の14の規定による障害児入所施設の指定の辞退は、様式第17号の指定辞退届出書を知事に提出することにより行う。

##### (4) 業務管理体制整備・変更等の届出

法第21条の5の26の規定による届出は様式第17号の2により、変更の届出は様式第17号の3により行う。

##### (5) 体制届

法第21条の5の3に規定する障害児通所給付費の算定にあたり、必要な体制等の届出は、別に定める障害児通所・入所給付費等算定にかかる体制等に関する届出書様式及びその付表等で行う。

## 2. 必要人員等の算定について

### (1) 小数点の取り扱いについて

#### ① 常勤換算をする場合

必要な員数について、確保すること。

具体的には、

○常勤換算で、利用者数を○で除した数以上必要とする場合

- ・申請をしようとする事業所の利用者数を除した数以上の数を確保していること。

(例) 利用者数 20 人で、基準上利用者数を 6 で除した数以上の員数を必要とする場合、

算定→ $20 \div 6 = 3.333 \dots$  人

○常勤換算で 2.5 人以上必要な場合、

- ・当該法人の常勤従事者の週あたり勤務時間が 40 時間の時、 $40 \text{ 時間} \times 2.5 = 100 \text{ 時間/週}$ の勤務が必要となる。

- ・算定にあたっては、従業者の勤務延時間数を、当該法人の常勤の従業者が従事すべき時間数（週 32 時間を下回る場合は 32 時間とする。）で除した数を 小数点第 2 位以下について切り捨てること。

- ・例えば、従業者 A（週 30 時間勤務）  
従業者 B（週 30 時間勤務）  
従業者 C（週 25 時間勤務）  
従業者 D（週 20 時間勤務）

勤務時間延べ 105 時間/週の場合。

- ・ $105 \text{ 時間} / 40 \text{ 時間} = 2.625$  人  
(小数点第二位以下切捨) → 2.6 人

- ・ゆえにこの場合、算定基準を満たしていることとなる。  
なお、指定申請等の際には、勤務表等の添付により、従事者の勤務の概要が分かるものを必ず挙証資料として添付すること。

#### ② 常勤換算をしない場合

基準上必要な員数について、端数は切り上げ、確保すること。

## (2) 書式への記入方法について

○必要人員等について申請書の付表に記載する際には、

例えば、 常勤従業者週40時間勤務の事業者の場合で、  
 従業者A（週30時間勤務）常勤、兼務  
 従業者B（週30時間勤務）非常勤、兼務  
 従業者C（週25時間勤務）非常勤、兼務  
 従業者D（週20時間勤務）非常勤、兼務  
 勤務時間延べ105時間/週の場合。

・  $105 \text{ 時間} / 40 \text{ 時間} = 2.625 \text{ 人}$   
 （小数点第二位以下切捨）→ 2.6人

従業者の職種・員数		従業者	
		専従	兼務
従業者数	常勤(人)		1
	非常勤(人)		3
常勤換算後の人数(人)		2.6	
基準上の必要人数(人)			

記載例

○上記の必要人員等について体制届出書に記載する際には、

記載例

(別紙2)

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

職種	勤務形態	氏名	第1週						4週の合計	週平均の勤務時間	常勤換算後の人数
			1	2	3	4	5	6			
			*								
従業者	常勤・兼務	A	6	6	6	6	6		120	30.0	
従業者	非常勤・兼務	B	6	6	6	6	6		120	30.0	
従業者	非常勤・兼務	C	5	5	5	5	5		100	25.0	
従業者	非常勤・兼務	D	4	4	4	4	4		80	20.0	
合計			21	21	21	21	21	0	420	105.0	2.6
1週間に当該事業所・施設における常勤職員の勤務すべき時間数									40		
サービス提供時間			8	8	8	8	8		40		

## II 障害児通所支援事業個別事項

### 1 (福祉型)児童発達支援 (児童発達支援センター以外)

#### (i) 基本方針

障がい児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。

#### (ii) 人員基準

##### (1) 児童発達支援管理責任者

1人以上を配置し、1人以上は専任かつ常勤（直接処遇職員との兼務は不可）

##### (2) サービス提供職員

###### (必要な職種)

###### ① 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者※

※障害福祉サービス経験者とは、高校卒業程度以上であり、かつ2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者

###### ② 機能訓練担当職員（※日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合は必置）

###### (従業者の員数)

指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数（1人以上は常勤であること、半数以上が児童指導員又は保育士であること）

###### ① 障がい児の数が10人まで 2人以上

###### ② 障がい児の数が10人超 2人+障がい児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1人増

なお、機能訓練担当職員を配置した場合において、当該職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。

##### (3) 主として重症心身障害児を通わせる事業所の特例

###### (必要な職種及び員数)

###### ① 嘱託医 1人以上

###### ② 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師） 1人以上

###### ③ 児童指導員又は保育士 1人以上

###### ④ 機能訓練担当職員 1人以上

###### ⑤ 児童発達支援管理責任者 1人以上（直接処遇職員との兼務は不可）

##### (4) 管理者

原則専従とするが、事業所の管理上障がい児の支援に支障がない場合は、

当該事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

**(iii) 設備基準**

訓練に必要な機械器具等を備えた指導訓練室を有するほか、必要な設備及び備品等を備えなければならない。

**(iv) 運営基準**

**(1) 利用定員**

10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる事業所にあつては、5人以上とすることができる。

**(2) 関係機関との連携**

障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。

**(3) 協力医療機関及び緊急時の対応**

障がい児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるとともに、緊急時には、速やかに県、市町、利用者の家族、医療機関等への連絡を行える体制を整えておくこと。

**(v) その他**

平成30年4月からの共生型サービスとして、指定生活介護事業所、指定通所介護事業所（地域密着型を含む）及び指定（看護）小規模多機能型居宅介護事業所（介護予防を含む）が、共生型児童発達支援事業所（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く）として指定を受けられることとなった。

## 1-2 (福祉型)児童発達支援センター

### (i) 基本方針

障がい児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うのもでなければならない。

### (ii) 人員基準

#### (1) 必要な職種及び員数

- ① 嘱託医 1人以上
- ② 児童指導員及び保育士の総数  
単位ごとに、通じておおむね障がい児の数を4で除して得た数以上  
うち、児童指導員及び保育士 各1人以上
- ③ 栄養士 1人以上(障がい児の数が40人超は必置)
- ④ 調理員 1人以上(調理の全部を委託する場合以外)
- ⑤ 児童発達支援管理責任者 1人以上(直接処遇職員との兼務は不可)
- ⑥ 機能訓練担当職員(※日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合は必置)

機能訓練担当職員を配置した場合において、当該職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該職員の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

(経過措置)

旧児童デイサービスの事業を行っていた児童発達支援センターが、引き続き児童発達支援の事業を行う場合は、当分の間、②のうち「通じておおむね障がい児の数を4で除して得た数以上」とあるのは、「通じておおむね障がい児である乳児又は幼児の数を4で除して得た数及び障がい児である少年の数を7.5で除して得た数の合計数以上」とする。

#### (2) 主として難聴児を通わせる事業所の特例

(1)に加えて次に掲げる従業者を置くものとする。

- ① 言語聴覚士 単位ごとに4人以上
- ② 機能訓練担当職員 機能訓練を行う場合は必要な数  
上記職員の数は児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

(経過措置)

旧児童デイサービスの事業を行っていた児童発達支援センターが、引き続き児童発達支援の事業を行う場合は、当分の間、①については、「聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員 それぞれ2人以上」とする。

### (3) 主として重症心身障害児を通わせる事業所の特例

(1)に加えて次に掲げる従業者を置くものとする。

- ① 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師） 1人以上
- ② 機能訓練担当職員 1人以上

上記職員の数は児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

※上記(1)～(3)に掲げる従業者は、専ら当該事業所の職務に従事するもの又は単位ごとに専ら当該児童発達支援の提供に当たるものでなければならない。ただし、障がい児の支援に支障がない場合は、(1)③栄養士及び④調理員については、併設する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

### (4) 管理者

原則専従とするが、事業所の管理上障がい児の支援に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

## (iii) 設備基準

### (1) 必要な設備等

指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場、医務室、相談室、調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

なお、指導訓練室及び遊戯室については次の基準を満たすものとする。

- ① 指導訓練室  
定員 おおむね10人  
障がい児1人あたりの床面積 2.47平方メートル以上
- ② 遊戯室  
障がい児1人あたりの床面積 1.65平方メートル以上

### (2) 主として重症心身障害児を通わせる事業所の特例

遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室を設けないことができるとともに、(1)の①及び②の基準は適用しない。

### (3) 主として難聴児を通わせる事業所の特例

聴力検査室を設けるとともに、(1)の①及び②の基準は適用しない。

### (4) 主として知的障害のある児童を通わせる事業所の特例

静養室を設けなければならない。

## (iv) 運営基準

### (1) 利用定員

10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる事業所にあつては、5人以上とすることができる。

### (2) 関係機関との連携

障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。

**(3) 協力医療機関及び緊急時の対応**

障がい児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるとともに、緊急時には、速やかに県、市町、利用者の家族、医療機関等への連絡を行える体制を整えておくこと。

**(4) その他**

事業の実施地域の障がい児の福祉に関し、その家庭からの相談に応じ、必要な援助を行うよう努めなければならない。

## 2 医療型児童発達支援

### (i) 基本方針

医療型児童発達支援センター又は指定発達支援医療機関において、障がい児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適應することができるよう、障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行う。

### (ii) 人員基準

#### (1) 必要な職種及び員数

- ① 医療法に規定する診療所として必要とされる従業者  
同法に規定する診療所として必要とされる数
- ② 児童指導員 1人以上
- ③ 保育士 1人以上
- ④ 看護師 1人以上
- ⑤ 理学療法士又は作業療法士 1人以上
- ⑥ 児童発達支援管理責任者 1人以上（直接処遇職員との兼務は不可）
- ⑦ 機能訓練担当職員（※日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合は必置）

※上記の従業者は、専ら当該事業所の職務に従事するものでなければならない。ただし、障がい児の支援に支障がない場合は、障がい児の保護に直接従事する従業者を除き、併設する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

#### (2) 管理者

原則専従とするが、事業所の管理上障がい児の支援に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

### (iii) 設備基準

設備基準は次のとおりとする。

- ① 医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。
- ② 指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。
- ③ 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。
- ④ 階段の傾斜は緩やかにすること。

### (iv) 運営基準

#### (1) 利用定員

10人以上とする。

#### (2) 関係機関との連携

障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。

#### (3) 緊急時の対応

緊急時には、速やかに県、市町、利用者の家族、他の専門医療機関等への連絡を行える体制を整えておくこと。

### 3 放課後等デイサービス

#### (i) 基本方針

障がい児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、社会との交流を図ることができるよう、障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。

#### (ii) 人員基準

##### (1) 児童発達支援管理責任者

1人以上を配置し、1人以上は専任かつ常勤（直接処遇職員との兼務は不可）

##### (2) サービス提供職員

###### (必要な職種)

###### ① 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者※

※障害福祉サービス経験者とは、高校卒業程度以上であり、かつ2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者

###### ② 機能訓練担当職員（※日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合は必置）

###### (従業者の員数)

指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数（1人以上は常勤であること、半数以上が児童指導員又は保育士であること）

###### ① 障がい児の数が10人まで 2人以上

###### ② 障がい児の数が10人超 2人+障がい児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1人増

なお、機能訓練担当職員を配置した場合において、当該職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。

##### (3) 主として重症心身障害児を通わせる事業所の特例

###### (必要な職種及び員数)

###### ① 嘱託医 1人以上

###### ② 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師） 1人以上

###### ③ 児童指導員又は保育士 1人以上

###### ④ 機能訓練担当職員 1人以上

###### ⑤ 児童発達支援管理責任者 1人以上（直接処遇職員との兼務は不可）

**(4) 管理者**

原則専従とするが、事業所の管理上障がい児の支援に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

**(iii) 設備基準**

訓練に必要な機械器具等を備えた指導訓練室を有するほか、必要な設備及び備品等を備えなければならない。

**(iv) 運営基準**

**(1) 利用定員**

10人以上とする。

**(2) 関係機関との連携**

障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。

**(3) 緊急時の対応**

緊急時には、速やかに県、市町、利用者の家族、医療機関等への連絡を行える体制を整えておくこと。

**(v) その他**

平成30年4月からの共生型サービスとして、指定生活介護事業所、指定通所介護事業所（地域密着型を含む）及び指定（看護）小規模多機能型居宅介護事業所（介護予防を含む）が、共生型放課後等デイサービス事業所（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く）として指定を受けられることとなった。

## 4 居宅訪問型児童発達支援

### (i) 基本方針

障がい児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、生活能力の向上を図ることができるよう、障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行う。

### (ii) 人員基準

#### (1) 児童発達支援管理責任者

1人以上を配置し、1人以上は専任（直接処遇職員との兼務は不可）

#### (2) 訪問支援員

事業規模の応じて訪問支援を行うために必要な数

#### (訪問支援員の要件)

①かつ②の要件を満たす者であること。

① 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、保育士の資格取得者又は児童指導員若しくは心理指導担当職員（学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された者。

② ①の資格取得後又は配置された後に、障がい児に対する介護（介護に関する訓練）又は日常生活上の基本的動作等の訓練等（訓練等に関する指導）その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者。

#### (3) 管理者

原則専従とするが、事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。（訪問支援員及び児童発達支援管理責任者との併任は不可）

### (iii) 設備基準

(1) 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けること。

(2) 必要な設備及び備品等を備えること。

### (iv) 運営基準

#### (1) 身分を証する書類の携行

従業者に身分を証明する書類を携行させ、初回訪問時及び障がい児、保護者、その他の家族又は訪問する施設から求められたときは、これを提示すべき旨を指導すること。

#### (2) 関係機関との連携

障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。

#### (3) 緊急時の対応

緊急時には、速やかに県、市町、利用者の家族、医療機関等への連絡をえる体制を整えておくこと。

## 5 保育所等訪問支援

### (i) 基本方針

障がい児が障がい児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行う。

### (ii) 人員基準

#### (1) 児童発達支援管理責任者

1人以上を配置し、1人以上は専任（直接処遇職員との兼務は不可）

#### (2) 訪問支援員

事業規模の応じて訪問支援を行うために必要な数

#### (訪問支援員の要件)

障がい児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理担当職員等であつて、集団生活への適応のため専門的な支援の技術を有する者

#### (4) 管理者

原則専従とするが、事業所の管理上障がい児の支援に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。（訪問支援員及び児童発達支援管理責任者との併任は不可）

### (iii) 設備基準

(1) 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けること。

(2) 必要な設備及び備品等を備えること。

### (iv) 運営基準

#### (1) 身分を証する書類の携行

従業者に身分を証明する書類を携行させ、初回訪問時及び障がい児、保護者、その他の家族又は訪問する施設から求められたときは、これを提示すべき旨を指導すること。

#### (2) 関係機関との連携

障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。

#### (3) 緊急時の対応

緊急時には、速やかに県、市町、利用者の家族、医療機関等への連絡を行える体制を整えておくこと。

## 6 多機能型事業所の特例

### (i) 基本方針

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援の事業については、一体的に事業を行うことにより、多機能型事業所として指定を受けることができる。

### (ii) 人員基準

#### ○ 従業員の員数に関する特例

- ① 障害児通所支援を行う多機能型事業所については、各障害児通所支援事業において配置すべき従業者（児童発達支援管理責任者を含む）を兼務させることができる。

この場合、定員規模別単価の取扱いについて、当該多機能型事業所等として実施する複数の障害児通所支援又は障害福祉サービスの利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定するものとする。

- ② 障害福祉サービス及び障害児通所支援を行う多機能型事業所について、利用定員の合計数が20人未満である多機能型事業所に置くべき従業者の員数は、他の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、医師（嘱託医）及び管理者を除く。）のうち、1人以上の者を常勤でなければならないとすることができる。

### (iii) 設備基準

多機能型事業所においてはサービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

### (iv) 運営基準

#### ○ 利用定員に関する特例

- ① 他の規定にかかわらず、当該多機能型事業所が行う全ての障害児通所支援を通じて10人以上とすることができる。
- ② 利用定員が20人以上である多機能型事業所（障害児通所支援のみを行う多機能型事業所を除く）は、各障害児通所支援事業の利用定員を5人以上とすることができる。
- ③ ①及び②の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、その利用定員を5人以上とすることができる。
- ④ ①及び②の規定にかかわらず、主として重度の知的障がい及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障がい重複している障がい者につき行う生活介護を併せて行う場合にあっては、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。

### Ⅲ 指定基準等について

指定を受けるには、厚生労働省が定める以下の指定基準、最低基準等を満たすことが必要です。この他、省令等の委任を受けた告示等も発出されていますが、事業者として把握しておくことが必要ですので、ご確認願います。

愛媛県では、厚生労働省の指定基準及び最低基準の内容に準じた条例を制定していますが、非常災害対策について一部独自基準を設けています。(3 ページ参照)

#### 〔指定基準〕

サービス種類	省令・告示	県条例
障害児通所支援	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 24 年 2 月 3 日厚生労働省令第 15 号)	有(平成 24 年 条例第 51 条)
障害児入所施設	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 24 年 2 月 3 日厚生労働省令第 16 号)	有(平成 24 年 条例第 52 条)

#### 〔最低基準〕

サービス種類	省令・告示	県条例
障害児入所施設、 法第 43 条に規定される児 童発達支援センター	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号)	有(平成 24 年 条例第 49 条)

#### 〔報酬算定基準〕

サービス種類	省令・告示
障害児通所支援	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 24 年厚生労働省告示第 122 号)
障害児入所施設	児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成 24 年厚生労働省告示第 123 号)

※児童発達支援管理責任者の要件等は、厚生労働省告示第230号「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」に定められている。詳細については当該告示を参照されたい。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の研修見直し等について【H31.4月～】

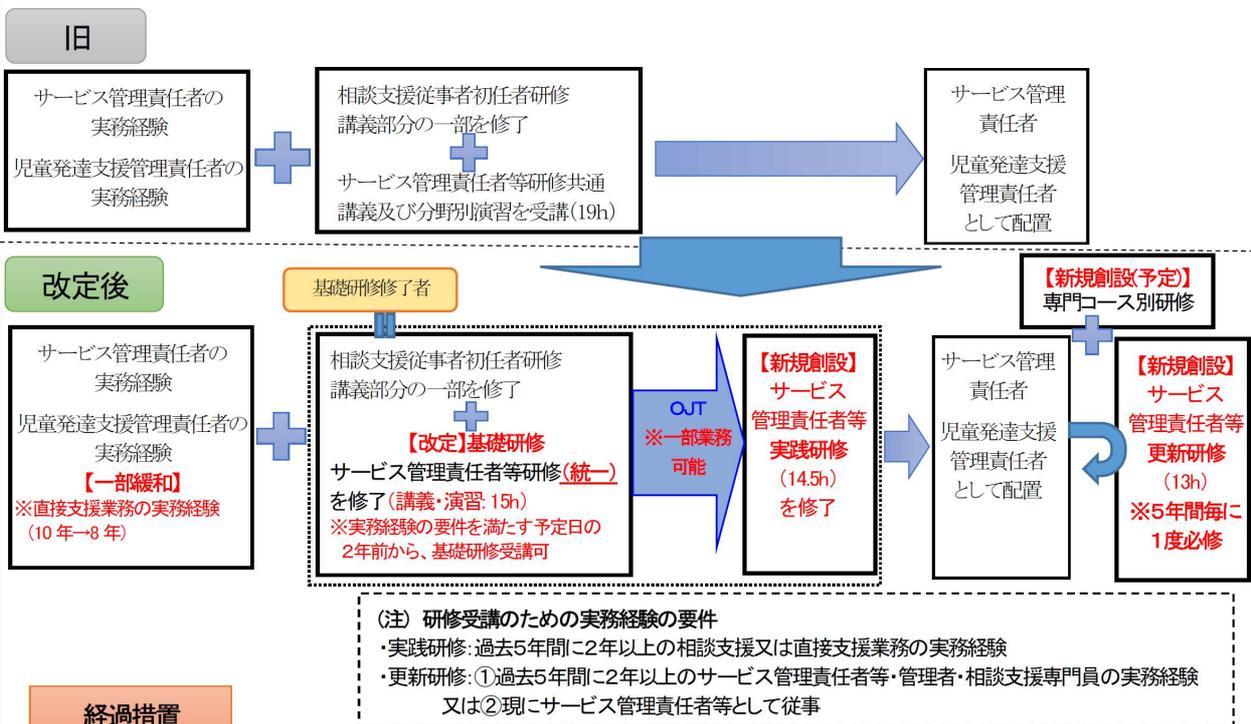
- H31年4月からサービス管理責任者の分野別研修及び児童発達支援管理責任者研修が統一され、基礎研修、実践研修、更新研修に区分されました。
  - ※ H31年3月までに相談支援従事者初任者研修+サービス管理責任者研修(いずれかの分野)又は児童発達支援管理責任者研修を修了した者は、サービス管理責任者等研修(統一) (=基礎研修)及び実践研修を修了したものとみなされます。
- また、5年ごとに更新研修の受講が必須化されました。

【サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の要件】

以下のいずれにも該当する者

- ・研修要件：①相談支援従事者初任者研修【講義部分】+②サービス管理責任者等研修(統一) (=基礎研修) +③サービス管理責任者等実践研修を修了
  - ※ 実践研修は、令和3年度までに②の研修を受講後3年間は受講免除。
  - 更に、③を修了した翌年度から5年後までに、サービス管理責任者等更新研修を修了
- ・実務要件：サービス管理責任者又は児童発達支援管理者の要件となる相談支援・直接支援業務の実務経験(H29.4～児童発達支援管理者は、実務経験のうち3年以上は障がい者(児)・児童に対する実務が必要)

なお、基礎研修修了者(①、②を修了し、2年後に実務要件を満たす予定の者)は、2人目以降のサービス管理責任者等としては配置可能。個別支援計画の原案の作成が可能。



経過措置

- ① 旧体系のサービス管理責任者等研修修了者  
施行後5年間(R5年度末まで)は、更新研修修了前でも引き続きサービス管理責任者等として勤務可能。
- ② 基礎研修修了者で実務要件を満たす者(R3年度末までの基礎研修修了者のみ)  
基礎研修修了日後3年間は、実践研修を修了せずに、サービス管理責任者等の研修要件を満たす。

配置時の取扱いの緩和等(基礎研修修了者)

基礎研修修了者は、2人目以降のサービス管理責任者等としては配置可能。  
個別支援計画の原案の作成が可能。

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験(2019年4月時点)

以下の①～③のいずれかを満たしていること。

- ① イ及びロの期間が通算して5年以上、かつ、ハの期間を除外した期間が3年以上であること
  - ② ニの期間が通算して8年以上、かつ、ホの期間を除外した期間が3年以上であること
  - ③ イ、ロ、ニを通算した期間から、ハ、ホを除外した期間が3年以上、かつ、ヘの期間が通算して5年以上であること
- ※従事する事業が以下に準ずるものである場合を含む。

イ 相談支援業務	次の(1)～(6)に従事する者が、 <b>相談支援の業務</b> (身体上若しくは精神上の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務)に従事した期間 (1) 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業 (2) 児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター (3) 障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター (4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター (5) 学校(大学を除く) (6) 病院、診療所(ただし、社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者、へに掲げる資格を有する者並びにイ(1)～(5)の期間が1年以上の者に限る。)	ハを除外して3年以上 ロと通算して5年以上
ロ 資格あり 直接支援業務	次の(1)～(5)に従事する者であって、社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者、保育士、児童指導員任用資格者又は精神障害者社会復帰指導員(以下「社会福祉主事任用資格者等」という。)が、 <b>直接支援の業務</b> (身体上又は精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。))を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務)に従事した期間 (1) 障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の療養病床に係るもの(以下「療養病床関係病室」という。) (2) 障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業 (3) 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所 (4) 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金受給事業所 (5) 学校(大学を除く)	ハを除外して3年以上 イと通算して5年以上
ハ 除外期間	イ及びロの従事者であって、イ(3)のうち、老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターの従事期間と、ロ(1)(2)(4)のうち、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室、老人居宅介護等事業、特例子会社、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金受給事業所の従事期間を合算した期間(準ずる場合を含む)	
ニ (資格なし) 支援業務	ロ(1)～(5)に勤務する者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、 <b>直接支援の業務</b> に従事した期間	ホを除外して3年以上 通算8年以上
ホ 除外期間	ニの従事者であって、ロ(1)(2)(4)のうち、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室、老人居宅介護等事業、特例子会社、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金受給事業所の従事期間(準ずる場合を含む)	
ヘ 国家資格者	イ、ロ及びニの期間を通算した期間からハ及びホの期間を除外した期間が3年以上あり、かつ次の資格に基づき当該資格にかかる業務に従事した期間  医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士	通算5年以上

(注)

1. ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとする。  
例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることを言う。(H18.6.23厚生労働省事務連絡)
2. 国家資格等による業務に5年以上従事している者は、相談支援業務及び直接支援業務の実務経験が3年以上となっているが、国家資格等による業務に従事した期間と相談支援業務及び直接支援業務に従事した期間が重複している場合はどちらもカウントして良い。例えば、国家資格等による業務が相談支援業務となる場合は8年以上の実務経験ではなく、5年以上の実務経験で良いことになる。(H18.6.23厚生労働省事務連絡)

※ 国家資格の従事経験者も、原則、実務経験証明書が必要です。